

安心生活創造事業推進検討会のこれまでの議論を踏まえた論点の整理

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
総論			
		<p>・所在不明高齢者問題で住民基本台帳と介護保険や後期高齢者医療制度等の情報との突合の必要性が指摘されたが、安心生活創造事業を行っている推進市町村では、もれない把握として、これらの作業をゾーン内において行っており、所在不明者の防止策となっている。</p>	<p>○地域福祉を進めるためには、地域の強みを活用することが重要。しかし、地域住民は、自分の地域の強みを理解していない場合が多い。外からその強みを指摘することが必要。</p> <p>○支援される側の人も、地域において大きな役割を果たすことができる可能性があるという視点で地域づくりを行うことが重要。</p>
原則1	基盤支援(「見守り」・「買物支援」)を必要とする人々とそのニーズを把握する		
(全体)			
	<p>○対象者の定期的な把握</p> <p>○サービス拒否者の把握</p> <p>○自治会未加入者の把握</p> <p>○高齢者や障害者以外への対象者の拡大</p>	<p>・住民基本台帳と介護保険情報、障害者手帳情報を突合し、対象者を絞り込んだ。さらに、災害時要援護者名簿の作成をきっかけに市内の全自治会が手上げ方式で名簿を作成。手を上げない人は、自治会長が必要な人を選んで同意方式で名簿を作成。行政の抽出した対象者と自治会が作成した名簿を突合して実態を把握（埼玉県行田市）。</p> <p>・社会福祉協議会が市内全世帯を対象に作成した災害時要援護者名簿を活用して、再度対象者を把握。在宅介護支援センターの相談員を中心に、年齢を問わず支援が必要な人を訪問して抽出。いわゆる限界集落においても、新たな対象者を発見（秋田県湯沢市）。</p> <p>・安心生活支援センターの相談員を中心に、専門職が支援が必要と思われる対象者を住民基本台帳から抽出。訪問員（在宅介護支援センター相談員）による個別訪問を行い、支援の必要性について確認し、対象者名簿を作成（宮崎県美郷町）。</p>	<p>○顔の見える関係がないとニーズ把握を繰り返し行うことは難しい。関係を積み上げながら行っていく、なだらかな地域のつながりを増やしていくことが重要。</p> <p>○地域包括支援センターの認知度が低いため、支援を求める人がどこにも相談できず、ニーズが把握されないこともあるのではないかと。</p> <p>○ニーズは、支援を行う側ではなく、支援を必要とする者から見たニーズとなっているかを重視する必要がある。</p> <p>○例えば、地域包括支援センターでも、高齢者だけでなく、障害者等も含めて幅広く把握する等、制度上の壁を取っ払って対応することが重要。</p> <p>○特に都市部では住民の出入りが多いので、把握できない高齢者等を生まないようにすることが重要。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
		<ul style="list-style-type: none"> 自治会から推薦してもらった調査員が、住民基本台帳から高齢者を中心に支援が必要と思われる対象者を抽出。調査員が訪問調査を行い、後に調査員が見守り支援も担うことで対象者と顔の見える関係を構築（千葉県鴨川市）。 	<p>○小規模な地域であっても、住民全員の状況が分かっているという前提で始めるのではなく、見守り等の支援を行うことにより、支援が必要な者が発見されていくという前提で取り組むことが必要。</p>
(個人情報 の共有)		<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の個人情報は、行政、地域包括支援センター、社協の三者をVLANでつないで共有し、援助内容を相互に見て入力ができる仕組みを構築した（宮崎県美郷町）。 本事業において、本人の同意なしに個人情報を共有できるよう個人情報保護審議会に諮り了承を得た（広島県安芸高田市、宮崎県美郷町）。 地域住民が共有している情報を、行政が集めてリスト化して活用することについて個人情報保護審議会です承を得る。守秘義務のないNPO等には、個人情報の講習を受けてもらい誓約書を書くことで守秘義務を課し、事業を受託することとしている（横浜市）。 	<p>○地域づくりにおいては、プライバシーの問題を乗り越えて取り組まないといけない。それを乗り越えるような仕組みづくりをする自治体も出てきている。</p> <p>○個人情報保護法以降、日本人は、他者の生活に関わることに非常に慎重な風土になってしまった。個人情報のルール化が必要。</p> <p>○関係者が事業の対象者のサービスの受給状況や履歴等の福祉情報を共有化することが重要。</p>
原則2	基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる		
(全体)			
	<p>(連携に関する課題)</p> <p>○市、社協、関係団体、地域包括支援センター等との連携と役割分担をどうするか</p> <p>○自治会や商店街との連携をどう行っていくか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安心生活支援センターの訪問員が訪問して食生活や買い物習慣を調査。専門職を中心とした見守り支援を展開（宮崎県美郷町）。 自治会が支え合いマップを作成し、地図上に要援護者を明記し、支援者2名を選出（埼玉県行田市）。 	<p>○本事業は、市町村全域ではなく、生活している身近な圏域で安心生活をどうつくるかということに本格的に取り組むということで非常に重要な意味を持つ。日常生活圏域の中にある資源を全部使い、住民の力も併せて協働することが動き出すことが重要。</p> <p>○地域の資源の把握は、ニーズの把握と同じくらい重要。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	<p>○民間企業との協力をどう取り付けるか</p> <p>○制度の枠を超えた体制づくり(制度横断的な体制)をどう構築するか</p>	<p>・ 撤退した店舗前に青空市を開催し、買い物に不自由している高齢者の支援を展開。その市場に社会福祉士を配置し、買い物に来る高齢者に声掛け相談を行う（横浜市）。</p> <p>・ ふれあい元気サポーターを養成し、30分350円でサービスを実施。1時間の場合、500円分を商店街共通商品券で支払い地域活性化に活用（行田市）。</p>	<p>○今ある資源を駆逐せずに、一緒になって取り組む方法を探す必要がある。</p> <p>○身内や地域の支援が期待できるところについては、そちらを優先し、なおかつ行政や社会福祉協議会が後追いで支援するような形にしていけないといけないのではないかと。</p>
	<p>(人材に関する課題)</p> <p>○若い世代をどう取り込んでいくか</p> <p>○生活・介護支援サポーターの位置付けをどうするか</p> <p>○ボランティア等の住民活動の育成・活性化、モチベーションの維持をどう行っていくか</p> <p>○専門家チームの結成等、困難ケースへの対応をどうするか</p>	<p>・ 高齢者の地域ケアのネットワークとして構築していた協議会を、障害者、児童も包含した地域福祉システムとして再構築した（芦屋市）。</p> <p>・ 安心協力員を養成し、75歳以上高齢者宅を有償契約で訪問。緊急通報システムの支援者が見つからない場合は、その役割も安心協力員が担う（豊中市）。</p> <p>・ 地元の大学等と連携した取り組みを推進（大田原市、鴨川市、西和賀町、名張市）</p> <p>・ 要援護者の個人情報、行政、地域包括支援センター、社協の三者をVLANでつないで共有し、援助内容を相互に見て入力ができる仕組みを構築した（宮崎県美郷町）。</p>	<p>○地域のコミュニティをベースとして、様々な行政対応を行うことが重要。</p> <p>○本事業の実施体制を構築するに当たっては、中学校区ごとのエリア設定よりは小学校区ごとのエリア設定の方が、地域住民に馴染みやすいのではないかと。</p> <p>○本事業と、地域包括ケア推進事業や認知症地域支援対策事業等と連携して取り組むことが重要。</p> <p>○福祉だけではなく、住宅、交通、災害等の関係機関と連携して、包括的に取り組むことが必要。</p>
	<p>(提供体制に関する課題)</p> <p>○ゾーン単位での組織体制を構築するか</p>	<p>・ 町内200を超える商店が本事業の協力店として登録し、買い物支援や見守りを行う（岡山県美咲町）。</p>	<p>○行政の担当者が変わっても継続的に取り組まれる地盤を作り上げることが重要。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討委員会等の意見
	<p>○新たな地域協働体の創設の検討</p> <p>○制度外サービスをどう行政の仕組みとして構築するか</p>	<p>・本事業において、本人の同意なしに個人情報共有できるよう個人情報保護審議会に諮り了承を得た（広島県安芸高田市、宮崎県美郷町）。</p> <p>・新聞配達員、郵便配達員、ライフライン検針員、コンビニ等が見守り活動に参加。地域住民も見守り隊を結成して民生委員と連携しつつ、見守り活動を展開（栃木県大田原市）。</p>	<p>○都市部に住めなくなった高齢者が郊外の交通不便な公営住宅に多く移ってきている実態がある。介護保険等の導入以降、現場は個別支援で精一杯で、地域の変化に対応できていないので、地域の変化に対応していく手法の開発が必要。</p> <p>○生活支援・介護サポーターが本事業でも活用されようとしているが、まだ力量不足であり、基盤支援を担えるような養成が必要。</p>
	<p>(対象者に関する課題)</p> <p>○サービス拒否者に対して、どのような対応をするか</p> <p>○対象者にかかる情報の一元化(特に高齢者、障害者以外)をどうするか</p> <p>○サービスを受けることに抵抗がある地域で、さりげなく受け入れてもらうためにどうするか</p>	<p>・「ご近所サポーター養成講座」を開催し、広く「共助」の人材を養成（新潟県三条市）</p> <p>・サービス拒否者に対しては、大学生と協働して相談機関の内容を盛り込んだチラシを作成し、5枚集めると地元企業の景品がもらえるようなクーポンをつけて投函することにより、サービス拒否者の関心を引きつけるようにする（墨田区）。</p> <p>・団地の一室に「み～まも～れ」という住民組織を立ち上げて、この活動の委託を受けた千葉県社会福祉士会が平日毎日職員を配置して支援（千葉市）。</p>	<p>○民生委員に過剰な期待をすると、民生委員のなり手がなくなる。そうならない地域の支え合いのシステム整備が必要。</p> <p>○支援を受ける側も、地域のメンバーとして参加し、支援する側もいずれ利用する立場になるという意識を踏まえて取り組むことが重要であり、支援を受けている者も資源として活用していく取り組みが重要である。</p> <p>○豊中市の場合、支援をする人、される人の両方が今までの既存のネットワークに参加していなかった人たちであり、豊中市の様な手法をとれば、都市部でもまだまだいろいろな可能性があるのではないか。</p>
	<p>(その他)</p> <p>○介護保険、既存事業との整合性や民間企業との競合の防止</p> <p>○対象エリアごとの格差の解消</p>	<p>・総務省推奨の新たな地域協働体である地域自治協議会単位に本事業のゾーンを設定。地域福祉計画でも同様の規定（三重県伊賀市）。</p> <p>・まちづくり協議会単位にゾーンを設定し、コミュニティソーシャルワーカーを配置して本事業に取り組んでいる（兵庫県宝塚市）。</p>	<p>○高齢者は、親族や近所の人よりも、専門家に頼りたいと思っている者も多い。助け合いの世界と高齢者が本当に欲している支援の世界を分けて話さないといけないのではないか。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	<p>○有償サービスと無償サービスをどう線引きするか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーをゾーンに2名ずつ配置（豊中市）。 ・老健局の生活・介護支援サポーター事業を新たな担い手の育成のための事業として活用（推進市町村20ヶ所程度）。 ・町内200を超える商店が本事業の協力店として登録し、買い物支援や見守りを行う（岡山県美咲町）。 ・まちづくり協議会単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置している（兵庫県宝塚市）。 ・自治会長が要援護者名簿とマップ作りをする際、本人の同意がなくても支援が必要と判断した要援護者を名簿に書き入れ、関係者で共有し見守っている（行田市） ・地域支援事業の軽度生活援助を対象者支援に活用（山形県酒田市、北海道東川町）。地域支援事業の対象者と重なる部分が多く、必要に応じて併行して事業を活用（北海道本別町）。 ・月1回の見守りは無償とし、契約訪問は有償とする仕組みを導入。オプションメニューとして、買い物支援等を位置づけ（山口県周南市、長門市）。 	
(見守り)			

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	<p>(提供体制に関する課題)</p> <p>○近隣住民とのつながりをもとにした、継続的に見守りができる仕組みをどう構築するか</p> <p>○利用者もサービス提供者も満足できる仕組みをどうつくっていくか</p> <p>○指揮命令系統をどう構築するか</p> <p>○住民の役割の明確化</p> <p>○訪問員の配置の地域差の解消</p> <p>○訪問員をどう確保するか</p>	<p>・新聞配達員、郵便配達員、ライフライン検針員、コンビニ等が見守り活動に参加。地域住民も見守り隊を結成して民生委員と連携しつつ、見守り活動を展開（栃木県大田原市）。</p> <p>・集落支援員を活用した小地域活動を展開（大分県臼杵市）。</p> <p>・安心協力員を養成し、75歳以上高齢者宅を有償契約で訪問。緊急通報システムの支援者が見つからない場合は、その役割も安心協力員が担う（豊中市）。</p> <p>・自治会が支え合いマップを作成し、地図上に要援護者を明記し、支援者2名を選出（埼玉県行田市）。</p> <p>・要援護者名簿が地図情報に置き換えられるシステムを導入。要援護者を支える協力者情報も入力したシステムを構築（福岡県飯塚市、春日市、岩手県西和賀町等）。</p> <p>・高齢者向け全数調査を実施後、民生委員に個人情報を提供して高齢者宅の安否確認訪問を実施（兵庫県尼崎市）。</p>	<p>○実際に見守ることにより馴染みの関係となる。そして、一方的に見守り監視される関係になるのではなく、つながりを日常化して、自然にお互いを見守っている関係を作るといような、双方向の関係を本事業で構築することが重要ではないか。</p> <p>○見守り活動を行うメンバーを特定し、周辺住民から監視されていると思われないようにして、本人の同意をもらえるようにすることが重要ではないか。</p> <p>○市町村単位でやるのか国がやるのかは議論が必要であるが、見守り活動を効率的に行うため、一人一人に孤立や無縁等の問題について関心を持ってもらえるように働きかけることが重要。</p> <p>○見守る人と見守られる人が別々になるのではなく、見守りもされるが見守りもするという事業にすることが重要ではないか。</p>
	<p>(サービス提供に当たっての課題)</p> <p>○契約による利用者の確保が困難</p> <p>○訪問拒否者へどう対応していくか</p>	<p>・孤立死予防を目的として、センサーを自宅に取り付け、自治会管理室でパソコンに送られてくる情報を見て変化に対応。異変があれば、自治体役員が駆けつける仕組み（横浜市）。</p> <p>・小地域ネットワークによる高齢者の見守り体制を構築。在宅福祉相談員が中心となって福祉カルテを作成し、地域で見守りを行う（秋田県大仙市）。</p>	

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	<p>○見守り希望者にサービス提供者の情報をどう伝えていくか</p> <p>○利用者のニーズに応えつつ、訪問者に負担のかからないようサービス提供していくにはどうすればよいか(利用者との日程調整等)</p>	<p>・見守り、声掛けを中心とした地域ケアネット事業として、地域における見守り助け合い活動を展開(富山県氷見市)。</p> <p>・新たな担い手として、シニアライフ見守り隊を養成し、見守り活動の中で、要支援者からの相談に応じるほか宅配支援を行う(栃木県鹿沼市)。</p> <p>○サービス拒否者に対しては、大学生と協働して相談機関の内容を盛り込んだチラシを作成し、5枚集めると地元企業の景品がもらえるようなクーポンをつけて投函することにより、サービス拒否者の関心を引きつけるようにする(墨田区)。</p> <p>・無償で契約型の見守りシステムを構築(広島県庄原市、山形県飯豊町等)</p>	
(買い物支援)			
	<p>(連携に関する課題)</p> <p>○地元商店街・運送業者との連携</p> <p>○宅配ができる地元業者の確保</p> <p>(利用者のニーズに関する課題)</p> <p>○自分で出かけて買い物をしたい方の支援</p>	<p>・町内スーパーのチラシを見た高齢者・障害者が社協へ電話で注文を行い、取りまとめた社協はスーパーへFAXにて注文。品物を箱詰めすると、1箱400円でヤマト運輸が当日夕方までに宅配してくれるシステムを開発(岩手県西和賀町)。</p> <p>・撤退した店舗前に青空市を開催し、買い物に不自由している高齢者の支援を展開。その市場に社会福祉士を配置し、買い物に来る高齢者に声掛け相談を行う(横浜市)。</p> <p>・町内200を超える商店が本事業の協力店として登録し、買い物支援や見守りを行うこととした(岡山県美咲町)。</p>	<p>○買い物支援では、商工会・商工会議所と連携していくことが重要。</p> <p>○買い物支援は、配達ばかりではなく、高齢者等に外に出てもらうようにする必要もあるのではないか。</p> <p>○買い物難民対策や移動問題対策等により生活インフラを地域で作っていくことは、コミュニティビジネスにも通じる。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	<p>○買い物支援にかかる住民ニーズの把握</p> <p>○金銭トラブルの防止</p> <p>○利用料が払いたくないという理由でサービス拒否した者への対応</p> <p>○住民の自宅と店舗との距離の差による、住民の温度差</p>	<p>・市内の個人商店等が登録をして買い物支援を行う仕組みを市が創設。市のホームページで宅配申し込みができる仕組みを構築し、1回300円で買い物支援を行う（新潟県三条市）。</p> <p>・生協と見守り・買い物支援で協定を結んで事業を展開（西宮市、宝塚市、豊中市、芦屋市、鴨川市等）</p> <p>・利用料30分350円で買い物支援を担う（行田市）。</p> <p>・本事業において、本人の同意なしに個人情報共有できるよう個人情報保護審議会に諮り了承を得た（広島県安芸高田市、宮崎県美郷町）。</p> <p>・高齢者とスーパー間において、発注有無の相違が出た場合には、社協が商品を引き受けることにしている（ヤマト運輸との連携）。（岩手県西和賀町）。</p> <p>・無償で契約型の見守りシステムを構築（広島県庄原市、山形県飯豊町等）</p>	<p>○買い物の注文状況から、高齢者等の状況を知ることができ、認知症の早期発見等につながることもある。</p> <p>○買い物支援のため、公民館等の公共施設にタッチパネル式の端末を設置するには、法の問題があり難しい。民間の集会所等の施設に設置しなければならない。</p> <p>○シャッター通りの商店街増え、買い物難民がマスメディアによって指摘されている。</p> <p>○買い物サービスと移動手段の確保が課題となっている。そして、この支援のための仕組みづくりとして民間事業者との関係が課題となっている。</p>
(総合相談)			
	<p>○総合相談に関するマニュアルを整備するか</p> <p>○資質のある人材の確保・育成</p> <p>○あらゆる課題を一元的に受け止める体制づくり</p>	<p>・市各課の職員が総合相談の兼務辞令を受けて総合相談を行う。市総合計画においても総合相談支援センターの創設が規定されている（行田市）。</p> <p>・市各課が総合相談を行う体制を構築している（愛知県高浜市）。</p> <p>・市を4つにわけ、保健福祉サービスセンターを設置し、保健・医療・福祉の拠点として整備した（長野県茅野市）。</p>	<p>○孤立死への対応のため、地域包括支援センターについての住民の認知度を高め、医療や介護ニーズを抱える者のために地域で相談しやすい仕組みを構築することが必要である。</p> <p>○本事業において、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの参画が重要である。</p> <p>○行政のどこに連絡したらいいのか、はっきりした連絡先を設定することが重要。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア体制を全市的に構築し、高齢者、障害者、児童等を横断的に支援する地域自立支援協議会を創設。地区単位でも在宅介護支援センター等が総合相談窓口として機能できるようなシステムを構築（秋田県湯沢市）。 	<p>○総合相談については、ばらばらの縦割り組織を作らないことが重要。</p>
(権利擁護)		<ul style="list-style-type: none"> ・社協に成年後見センターを創設し、法人後見の実施、市民後見人の養成に取り組む（品川区、三重県伊賀市、島根県出雲市）。 ・権利擁護等の内容を含んだ安心協力員の養成研修を行ったところ、130名を超える希望者が集まり、そのほとんどが今まで地域活動に参加したことがない人々であった（豊中市）。 ・社協において法人後見の実施や権利擁護の充実をテーマとして取り組んでいる（福岡県春日市、茨城県牛久市） 	<p>○在宅で重要な問題は、認知症の者等に対する成年後見を含めた権利擁護の問題である。地域社会におけるインフォーマルな支援により地域の人材を発掘しながら取り組むことが必要。</p>
原則3	安定的な地域の自主財源確保に取り組む		
	<p>(ふるさと納税制度の活用)</p> <p>○ふるさと納税をどうアピールしていくか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉基金を取り崩して4年目以降は事業の推進に活用していくことを検討（北九州市、美郷町） 	<p>○共同募金は、ほとんど配分先が決まっており、新しい事業への配分は難しく、自主財源確保について共同募金を活用することは困難ではないか。</p>
	<p>(基金の設立及び活用)</p> <p>○利子活用型で運用している地域福祉基金をどのように活用すればよいか</p> <p>○基金やファンドの設立方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街のポイントカードのポイントを本事業に寄付する仕組みを導入（鴨川市、長野県駒ヶ根市）。 ・自動販売機を設置し、その売り上げを地域福祉財源として活用する（鴨川市、北海道登別市、山形県飯豊町等）。 	<p>○ワンコイン募金だけでは、必要な人材を雇用する予算を確保することは難しいのではないか。</p> <p>○活動の有償、無償については議論があるが、有償でのサービスによって、見守る人に責任感を、見守られる人に安心感を与えるということもあるのではないか。</p>

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	<p>(賛助金、寄付金の集め方)</p> <p>○自主財源として、社協の会費や共同募金等の財源をどのように組み入れていくか</p> <p>○遺贈の募集方法</p> <p>○自治会単位で見守り活動等の活動費が循環できる募金の仕組みをどうするか</p> <p>○ポイントカード等による地域支援金、イベント時の応援募金だけでは必要額の確保は困難</p> <p>○商工会等、地元の協力・支え合いから財源をどう確保するか</p> <p>○民間企業も労務的な協力は行うが、金銭的な援助はなかなか行おうとしない</p>	<p>・各自治体において既設の基金の活用方法を再検討し、地域福祉財源に活用できるように検討（北海道本別町、北海道福島町）。</p> <p>・ガーリックオイルを障害者福祉作業所に依頼してお土産として製造してもらい、年間800万円の売り上げを達成。その売り上げを地域福祉財源として活用している（香川県琴平町）。</p> <p>・高齢者みかん農家からみかんの皮を集め、民間企業と提携をしてマーマレードを製造。売り上げを地域福祉財源として活用予定（鴨川市）。</p> <p>・利用料の700円の内500円分を商店街共通商品券で支払うこととし、地域活性化につながるよう配慮。残り200円は運営費として蓄えていく（行田市）。</p> <p>・NPOに基金を設置し、募金を募る予定。現在、税制優遇を受けることができる認定NPO法人を申請中（秋田県湯沢市）。</p> <p>○市共同募金委員会を創設するなど、地域福祉財源を住民参加で検討する場を設けている（兵庫県宝塚市、三重県伊賀市、兵庫県西宮市等）。</p>	<p>○住民が自分に必要と認識した活動には相当お金を出すのではないか。行政にお金をもらうよりも、自分たちが一定の活動費を出していくという視点が重要ではないか。</p> <p>○海外の事例としては、イギリスではコミュニティファンドという宝くじを活用した民間財源がある。その財源を失業率が高い、母子世帯が多い、高齢者が多いといった厳しい地域に投入している。アメリカでも同じようなことを行っているので、日本でも参考にすることも考えてはどうか。</p>
	<p>(利用料に関する課題)</p> <p>○住民が有料でも利用するような何らかの付加価値があるサービスの構築</p>	<p>・共同募金の配分として、本事業への配分を本事業巡回車として配分を受ける（宮崎県美郷町）。</p>	

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
	○財源のうち、どの程度を事業収益でまかなうべきか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、家電製品の修理、下水等建設業へのニーズが高い反面、悪質な業者への不安感も大きい。一方、業者側も高齢者で認知症等判断能力が不十分な者からの依頼を避ける傾向が見られた。そのため、商工会を通じて業者名簿を作成し、掲載のために1社5000円の広告料を取ることで、年間85万円ほどの財源確保を想定。両者のニーズが合致し業者の社会貢献にもなる（安芸高田市）。 	
その他			
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の意識の醸成をどう行っていくか ○住民相互の認識の格差、意見の相違にどう対応していくか ○事業内容の住民への周知をどう行っていくか ○地域での自主的な運営方法 ○住民の主体性の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ささえあいミーティングを実施して全自治会186でマップ作りができるように展開（行田市）。 ・調査結果を住民座談会を開いて地区ごとに説明（西和賀町、鴨川市）。 ・ゾーン選定をした地域の民生委員をはじめ、自治体役員等に対して説明会を行い、事業の趣旨説明と協力依頼を行う（ほぼ全ての推進市町村） ・自治会がNPO法人を立ち上げ自主運営を行う（横浜市）。 ・見守り隊を立ち上げ、住民が主体的に見守り活動を実施（大田原市、飯豊町） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新しいサービスの周知には、地域コミュニティがしっかりしていることが重要。ニュータウン等では、回覧板を回しても届かないことがある。 ○本事業に、離れて暮らす家族や住民の側から寄りついてもらう手法が重要であり、この事業の目的を共有することが必要である。 ○住民への周知のため、座談会等に入って説明し、浸透を図っていくようなことも重要。 ○高齢者は、新しいサービスの利用に抵抗があり、知ってから利用するまでに時間がかかるので注意が必要。 ○農村部におけるコミュニティ活動の立ち上げに当たっては、地域住民が当事者意識を持つよう刺激を与え、小さな成功を積み上げ、成功体験を外から見えるようにし、見える成功をさらに外に広げていくことが有効な手法である。 ○中山間地を含んだ過疎地での取組を都市部に誘導する試みも検討してみてはどうか。 ○国が展開する障害者、高齢者等に向けた住宅政策は、市町村、特に福祉部門との連携を図り推進することが重要である。

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
(地域福祉計画)		<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会協議会単位に地域福祉を進めていくよう地域福祉計画を策定。本事業においてもゾーンを同じ単位で設定し取り組んでいる（三重県伊賀市）。 ・町地域福祉計画を策定し、安心生活創造事業を計画の柱として位置づけ（北海道福島町）。 ・地域福祉計画に位置づけて、コミュニティソーシャルワーカーを各中学校区に2名ずつ配置（豊中市）。 ・地域福祉計画と小地域ごとの地域福祉活動計画を一体的に策定（大分県中津市）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の策定が本事業においても重要。 ○地域福祉計画が重要。高齢者のみでなく、障害者、妊婦、精神障害者、発達障害者等が、互いに支え、支えられる関係作りが必要。 ○今後、戦前生まれから団塊の世代等が高齢者となり、ニーズ、生活スタイルが異なってくる。このようなことも予見し、計画に盛り込みながら事業を構築していくことが重要。 ○地域福祉計画の大きな柱に見守り活動を入れると、まだ策定していない自治体に重要性を理解してもらえないのではないか。
(類型化)		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北ブロックと中・四国ブロックと交流会を行ったところ、過疎地域や小規模・高齢者集落を抱えている点、雪の問題、移動問題等共通点が多く、積極的な意見交換が行われた。 ・ゾーンの設定において、もれない把握を行う中で小学校区程度の単位で取り組みを進めていくことが効果的ではないかという意見が推進市町村から多く寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○類型化に当たっては、58市町村が網羅されるような類型化を行う必要があるのではないか。 ○現在の案では6類型であるが、前者3つは地域特性、後者3つは取り組むべき課題となっており軸が違う。 ○類型化案の後者3者は、地域の強みを表しており、各地域の取り組みやすい入り口となっている。 ○類型化について、限界集落型を市町村全域で考えるのか、小中学校区単位程度で考えるのかエリアが非常に重要となる。 ○類型化については、行政からの視点だけでなく、住民ニーズの視点から相談ニーズを行政が発掘することが大事。52市町村のニーズ把握の方法と地域資源の把握方法をどれだけからめられるか期待したい。

	地域福祉推進市町村における課題	地域福祉推進市町村の取組例	検討会委員等の意見
			<p>○基盤支援が類型化から落ちているのではないか。</p> <p>○事業の3原則に基づいて、類型化を行っても良いのではないか。</p> <p>○限界集落という用語について、地元の人には嫌がるので、別の言葉を考える必要があるのではないか。</p>